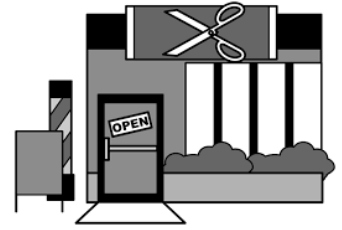




# 理容所における届出等について



## 理容とは？

頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えることとされています。

## 理容を業として行うときは？

理容師でなければ理容を業として行うことはできません。

また、法令等で決められた場合（疾病等により理容所に来られない方の理容など）を除き、理容所以外で理容を行うことはできません。理容所における構造設備基準、衛生基準等は法令等で定められています。理容所を開設しようとする時は、開設前に保健所の検査確認を受けてください。

## 理容所の開設確認を受けた後は？

理容所の開設確認を受けた後に、届出事項に変更が生じた場合などは、次の一覧表のとおり手続きが必要となります。ただし、変更内容によっては、新たな開設確認を受ける必要がある、法律や条例等で規定する基準に適合しない、といった場合がありますのでご注意ください。

\*\*\*\*\* **ご不明な点がございましたら、ご相談ください** \*\*\*\*\*

高松市保健所 生活衛生課 環境衛生係

〒760-0074 高松市桜町1-10-27

(TEL)087-839-2865 (FAX)087-839-2879 (e-mail) [seikatsueisei@city.takamatsu.lg.jp](mailto:seikatsueisei@city.takamatsu.lg.jp)

申請・届出様式	例 示	提出期限
理容所開設届	①新たに理容所を営業するとき ②理容所を移転して営業するとき ③届出時から、大幅な増改築をするとき(おおむね 1/2 の増改築) ④営業者を変更するとき(承継を除く) 注)②～④の場合、既設の理容所の廃止手続きが必要です。	あらかじめ <手数料> 16000 円
理容所開設届出事項変更届	①施設の名称を変更したとき ②開設法人の住所、法人の名称又は代表者を変更したとき ※変更履歴がわかる登記事項証明書(原本)を添付 ③開設者の住所を変更したとき ④婚姻等により開設者の氏名を変更したとき ※戸籍抄本等で氏名の変更がわかるものを添付 ⑤開設者の地位を承継したとき ⑥管理理容師又は従業者を変更したとき ⑦構造設備を変更したとき 注)変更の内容によっては、新規開設届が必要な場合があります。 事前に、御相談ください。	速やかに
理容所開設確認証再交付申請書	確認証を汚損、破損、亡失したため、開設確認証の再交付を受けたいとき	必要となったとき
相続による理容所開設者地位承継届	経営する個人の死亡に伴い、相続により営業を承継したとき	遅滞なく
譲渡による理容所開設者地位承継届	事業譲渡により、営業を承継するとき	遅滞なく
合併による理容所開設者地位承継届	法人の合併により、存続又は設立した法人が営業を承継したとき	遅滞なく
分割による理容所開設者地位承継届	法人が分割により営業を承継したとき	遅滞なく
理容所廃止届	開設する理容所を廃止したとき	速やかに
出張理容申請書	法令等で決められた場合以外において、理容所以外で理容を行うとき	あらかじめ

※様式は、高松市ホームページからダウンロードできます。

理容所 届出

検索

# 理容における衛生管理について

理容にあたっては、衛生的な作業が実施できるよう理容所の施設設備を整え、清潔な器具や用具を用いなければなりません。これは、不特定多数の方に接する理容において、お客様の満足、感染症予防の観点からも重要となります。法令等で定められた衛生に必要な措置基準を遵守し、適正な衛生管理に努めましょう。

また、営業者に対する助言として、国が衛生管理要領(※)を定めています。この要領に示された内容を理解し、より一層、衛生水準の向上を図りましょう。

※ 衛生管理要領は、高松市もしくは厚生労働省のホームページから閲覧できます。

## 1 従事者

### (1) 健康管理

従事者が結核、感染性皮肤病疾患(伝染性膿痂(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等)にかかった場合、速やかに保健所に届出してください。伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することとなります。

定期検査を受けさせるなど従事者が感染症にかかっていないかを確認し、従事者の健康管理に注意してください。

### (2) 理容の業を行うときの措置

- ・ 作業中は、清潔な作業衣を着用すること
- ・ 顔面作業の際は、清潔なマスクを着用すること
- ・ 手指は、爪を短く切り、客一人ごとに、作業着手前に洗浄し、必要に応じて消毒すること



## 2 器具等

### (1) 器具等の取扱い

- ・ 皮膚に接する布片及び器具は清潔に保つこと
- ・ 皮膚に接する布片は、客一人ごとに取替え、皮膚に接する器具は客一人ごとに消毒すること
- ・ 毛そりに使用する石鹼液は、客一人ごとに新しいものと取り替えること
- ・ 首巻き、枕当て等に紙製品を使用するときは、客一人ごとに新しいものと取り替えること
- ・ 客に着用させる布等は清潔なものを使用すること
- ・ 消毒済みの器具は、未消毒のものと区別して、清潔な容器に保管すること

### (2) 器具等の消毒方法

器具類を十分洗浄 → 下記の消毒方法で消毒 → 消毒液を洗い流し、乾燥 → 保管

器具の種類	消毒方法	かみそり(頭髪専用以外) ・血液が付着した(疑い含む)器具	かみそり(頭髪専用) ・血液の付着やその疑いがないその他の器具
煮沸消毒		沸騰後 2 分間以上煮沸	沸騰後 2 分間以上煮沸
消毒用エタノール (76.9%~81.4%)		10 分間以上浸す	10 分間以上浸すか、綿やガーゼに含ませ表面を拭く
次亜塩素酸ナトリウム液		0.1%以上の液に 10 分間以上浸す	0.01%以上の液に 10 分間以上浸す
紫外線照射		×	85μW/cm <sup>2</sup> 以上で 20 分間以上照射
蒸気消毒		×	80℃以上の湿熱に 10 分間以上触れさせる
逆性石ケン液		×	0.1%以上の液に 10 分間以上浸す
両性界面活性剤		×	0.1%以上の液に 10 分間以上浸す
グルコン酸クロロヘキシジン液		×	0.05%以上の液に 10 分間以上浸す

### ※理容師免許・管理理容師修了証について

理容師免許の手続き等については、下記研修センターにご相談ください。

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

〒135-8507 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F 電話 03-5579-6878